

# 伊佐市農業委員会 11 回総会議事録

1. 開催日時 平成 31 年 2 月 26 日 (水) 午前 9 時 03 分から 10 時 25 分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3 階大会議室
3. 出席委員 (27 人)  
会 長 15 番委員  
委 員

## 農業委員

- |       |        |
|-------|--------|
| 1 番委員 | 10 番委員 |
| 2 番委員 | 11 番委員 |
| 3 番委員 | 13 番委員 |
| 4 番委員 |        |
| 5 番委員 |        |
| 7 番委員 |        |
| 8 番委員 |        |
| 9 番委員 |        |

## 農地利用最適化推進委員

- |          |          |
|----------|----------|
| 1 番推進委員  | 13 番推進委員 |
| 3 番推進委員  | 14 番推進委員 |
| 4 番推進委員  | 15 番推進委員 |
| 6 番推進委員  | 16 番推進委員 |
| 7 番推進委員  | 17 番推進委員 |
| 8 番推進委員  | 19 番推進委員 |
| 9 番推進委員  | 20 番推進委員 |
| 11 番推進委員 |          |

4. 欠席委員 (4 人)

5. 議事日程

第 1 会議録署名委員の指名 1 1 番委員 1 3 番委員

第 2 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出」の意見決定について

議案第 4 号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について

議案第 5 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第 7 号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長

農地振興係長

農地振興係書記

【開始時間 午前9時03分】

事務局長 おはようございます。只今より、平成30年度 第11回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。 一同礼。

議長 皆様おはようございます。  
平成31年度の第1回市の定例会が22日から開催されましたが、本年3月31日をもって農業委員の任期が満了となります。  
そのことに伴い、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を市長が求める。となっておりますので、22日の本会議にこの議案が提出されました。人数は13名が提出されましたので、今審議会で同意を得られて、4月1日に任命書が交付される予定です。  
本日は、14番農業委員が欠席で、出席人数は12名で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。  
本日の議事録署名委員を、指名いたします。  
11番農業委員と13番農業委員に、お願いいたします。  
ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知」をお願いいたします。

事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきましてご報告いたします。  
資料は別紙の資料になります。1から29ページになります。  
農地法による合意解約が1件、基盤強化法による利用権解約が77件でありましたのでご報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。  
議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見

決定について議題といたしますが、この案件については13番農業委員が譲受人となっていますので、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。

(13番農業委員退席)

議長 事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定の、所有権移転についてご説明いたします。

30ページをご覧ください。

番号1番、2番につきましては譲渡人が同一ですので一括で説明いたします。

番号1番の譲渡人は、伊佐市菱刈川南に居住されています KYさん55歳です。

所在地は伊佐市大口大田字稻荷ノ下2332番47外1筆で、地目は田、地積は合計2,025㎡です。

番号2番の譲渡人は、伊佐市大口大田に居住されています KYさん80歳です。

所在地は伊佐市大口大田字稻荷ノ下1807番1外6筆で、地目は田、地積は合計6,117㎡です。

それぞれの譲渡人は親子であり、全ての農地はよく管理されています。

譲受人は、伊佐市大口大田に居住されています認定農業者の THさん55歳で、経営面積は、田157,660㎡、畑1,739㎡、合計159,399㎡であります。

続きまして、基盤法の貸借についてご説明いたします。

71ページをご覧ください。期間は1年から10年で、面積は田838,630㎡、畑79,657㎡、その他に関しましては63ページをお開ください。

63ページの番号164番で登記地目が農地外で現況地目が田となっているかあります。利用権を設定する者の数186名、利用権の設定を受ける者の数30名です。

土地の詳細につきましては、31ページ番号1から70ページ番号205のとおりです。

以上説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はござ

いませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
議案第1号事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

議長 13番農業委員の入室をお願いします。

(13番農業委員入室)

議長 13番農業委員、所有権移転の番号1番、2番は許可が決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。

整理番号7番につきましては取下げ申請がありました。

整理番号1番から9番まで一括で報告をお願いします。ご意見、質問は全ての報告終了後お願いいたします。

整理番号1番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について、整理番号2番につきまして、去る2月18日に現地調査を行いましたので、私10番が報告いたします。

申請人 HKさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、年齢は50歳です。

渡し人 NMさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、年齢は84歳です。

申請地は、伊佐市菱刈重留字外古川17番外2筆で、地目は田、地積は合計3,128㎡で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は90,328㎡で取得可能面積であります。農業従事

者は3名で、通作距離は約3kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号2番について、9番農業委員の報告を求めまます。

9番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号2番につきままして、去る2月20日現地調査を行いましたので、私9番が報告いたしまます。

申請人 IOさんは、伊佐市大口原田に居住され、年齢は57歳です。

渡し人 IHさんは、伊佐市大口原田に居住され、年齢は89歳です。二人は親子関係になります。

申請地は、伊佐市大口原田字西原551番2、地目は田、地積は302㎡、原田字長尾前240番、地目は田、地積は1,759㎡、菱刈花北字湧脇605番11、地目は畑、地積は1,155㎡で3筆地積合計3,216㎡の所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は今回の取得分3,216㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号3番について、4番農業委員の報告を求めまます。

4番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号3番につきままして、去る2月22日現地調査を行いましたので、私4番が報告をいたしまます。

申請人 UTさんは、大阪府大阪市北区長柄東二丁目に居住され、市外住民です。

渡し人 KEさんは、大分県大分市明野北に居住され、市外住民です。

申請地は、伊佐市大口里字一ツ橋元530番外2筆で、地目は田、地積

は合計2, 310㎡で、所有権移転売買であります。

伊佐市への移住のため準備中で住居を取得されていますが、住所変更はリフォーム後ということで請願書も提出してあります。また、この申請は空き家対策における空き家に付随する農地であり、下限面積1㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約10mで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり大阪で40年程農業をされ、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので許可相当と思われま。

添付書類として全部事項証明書、住民票、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号4番について、13番農業委員の報告を求めます。

13番  
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号4番につきまして、去る2月22日現地調査を行いましたので、私13番が報告をいたします。

申請人 UMさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は69歳です。

渡し人 OKさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は83歳です。

申請地は、伊佐市大口山野字内村3087番1で、地目は田、地積は1,216㎡で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は2,213㎡で今回の取得面積1,216㎡と合わせ取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約100mで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので許可相当と思われま。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号5番について、3番農業委員の報告を求めます。

3番  
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号5番につきまして、去る2月17日現地調査を行いましたので、私3番が報告をいたします。

申請人 MYさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は40歳です。

渡し人 MMさんは、埼玉県幸手市木立に居住され、年齢は70歳です。  
申請地は、伊佐市大口曾木字打廻754番外1筆が、地目は畑、地積は合計2,169㎡と、曾木字岩本3110番外1筆が、地目は田、地積は合計2,969㎡、4筆合計5,138㎡の所有権移転売買であります。  
受人の経営面積は今回の取得面積5,138㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約1kmで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。  
以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。  
添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。  
委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号6番について、11番農業委員の報告を求めまます。

11番  
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号6番につきままして、去る2月20日現地調査を行いましたので、私11番が報告をいたしまます。

申請人 OZさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は70歳です。

渡し人 NMさんは、伊佐市菱刈田中に居住され、年齢は75歳です。  
二人は姉弟関係になります。

申請地は、伊佐市菱刈市山字比良田1168番14で、地目は田、地積は755㎡で所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は995㎡と議案1号の番号199号、200号の1,575㎡と今回の贈与分755㎡の3,325㎡取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約300mで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号8番について、8番農業委員の報告を求めまます。

8番  
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号8番につきままして、去る2月22日現地調査を行いましたので、私8番が報告をいたしまます。

	<p>申請人 KTさんは、伊佐市大口針持に居住され、年齢は56歳です。  渡し人 KKさんは、伊佐市大口針持に居住され、年齢は81歳です。  申請地は、伊佐市大口針持字山畑3227番4で、地目は田、地積は1,111㎡で所有権移転贈与であります。</p> <p>受人の経営面積は12,010㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約200mで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>整理番号9番について、7番農業委員の報告を求めます。</p>
<p>7 番 農 業 委 員</p>	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号9番につきまして、去る2月23日現地調査を行いましたので、私7番が報告をいたします。</p> <p>申請人 HMさんは、宮崎県小林市東方に居住され、年齢は47歳です。  渡し人 IMさんは、薩摩川内市中郷四丁目に居住され、年齢は73歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口平出水字中川原2126番3外3筆で、地目は田、地積は合計6,919㎡で所有権移転売買であります。</p> <p>受人は新規就農で今回の取得面積は6,919㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は車で約1時間で、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。</p> <p>平成27年から申請人が耕作されており、中山間等の平出水の活動にも積極的に参加しているため問題ないと判断しました。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p>
<p>1 0 番 農 業 委 員</p>	<p>番号3番は、空き家バンク利用で下限面積が変わっているから、その旨を備考の所に記入した方がいいのではないのでしょうか。</p>



議 長	事務局。
事 務 局	空き家バンクに関しましては、次回から備考欄に分かりやすく記入する ようにしたいと思います。
1 7 番 推 進 委 員	新規就農が3件ぐらいありますが、これには営農計画書は添付していな いのですか。
事 務 局	全くの新規就農者に関しては、取得する農地に対してどういった耕作目 的を持っているかということで、基本的に営農計画書は必要になりますの で、添付していない分については添付するようしたいと思います。
議 長	外にありませんか。  (「質疑なし」という声、多数あり。)
議 長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号1番から整理番号9番について、許可することに賛成の農業委 員の挙手を求めます。  (全員挙手)
議 長	全員挙手。 よって整理番号1番から整理番号9番は、許可が決定いたしました
議 長	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定につ いて、申請件数9件について、1件の取下げ、8件の許可が処分決定いた しました。
————— 議案第3号 —————	
議 長	議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">除外</span> ・ 編入)」申出の意見決定について提案いたします。 整理番号1番について、7番農業委員の報告を求めます。
7 番 農 業 委 員	議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)」申出の意見決 定の整理番号1番について、去る2月22日、申請人の HTさんと娘さ

ん立会いのもと、9番推進委員、16番推進委員、私7番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、7番が報告いたします。

申請人 HTさんは、伊佐市大口宮人に居住され、年齢は81歳です。

申請地は、伊佐市大口宮人字太郎迫1736番3で、地目は畑、地積は3,843㎡であります。

所在地は、株式会社ジャパンファームから南へ約100mに位置し、現況は畑であります。東側は畑、西側は雑種地、南側は山林、北側は宅地で、除外後は太陽光発電施設を建設しようと計画されています。

この申請は具体的な転用計画があり、除外することで農用地の集団化、農作業への効率化への影響、担い手の利用集積に支障をおよぼす恐れ、及び農用地など保全施設の有する機能に影響をおよぼす恐れはありません。また、土地改良事業などがなされた土地ではないため、問題ないと思われまます。

添付書類として、農用地利用計画変更申請書、農地利用計画変更に係る意見依頼書、位置図、現地写真等が提出されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において申請地の除外は適当と判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして、私の報告を終わります。

議 長 7番農業委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号1番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号1番は、意見並び許可が決定いたしました。

議 長 整理番号2番について、7番農業委員の報告を求めます。

7 番 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)」申出の意見決定の整理番号1番について、去る2月22日、9番推進委員、16番推進委員、私7番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、7番が報告い

たします。

申請人 AMさんは、伊佐市大口宮人に居住され、年齢は85歳です。

申請地は、伊佐市大口宮人字太郎迫1736番61で、地目は畑、地積は2,531㎡であります。

所在地は、株式会社ジャパンファームから南へ約100mに位置し、現況は畑であります。東側は畑、西側は畑、南側は山林、北側は宅地で、除外後は太陽光発電施設を建設しようと計画されています。

この申請は具体的な転用計画があり、除外することで農用地の集団化、農作業への効率化への影響、担い手の利用集積に支障をおよぼす恐れ、及び農用地など保全施設の有する機能に影響をおよぼす恐れはありません。また、土地改良事業などがなされた土地ではないため、問題ないと思われまます。

添付書類として、農用地利用計画変更申請書、農地利用計画変更に係る意見依頼書、位置図、現地写真等が提出されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において申請地の除外は適当と判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして、私の報告を終わります。

議 長 7番農業委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号2番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号2番は、意見並び許可が決定いたしました。

議 長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)」申出の意見決定について、申請件数2件について、意見決定2件が決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議 長	<p>議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。</p> <p>整理番号1番について、2番農業委員の報告を求めます。</p>
2 番 農 業 委 員	<p>議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る2月22日、申請人のKMさん立会いのもと、10番推進委員、20番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、2番が報告いたします。</p> <p>申請人 KMさんは、伊佐市菱刈田中に居住され、年齢は61歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈田中字柳町837番2で、地目は畑、地積は2,219㎡であります。</p> <p>農地区分は第1種農地で、転用目的は牛舎及び農業用資材置場であります。</p> <p>所在地は、田中小学校より東へ約500mに位置しており、南側は畑、東側は竹山、北側も竹山、西側は牛舎であり、周囲に与える影響はないと思われます。</p> <p>平成10年頃より、堆肥置場等で利用されていたとのことで始末書付きの申請になっています。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、汚廃水処理確約書、始末書等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号1番は、処分決定いたしました。</p>

議 長	整理番号2番について、4番農業委員の報告を求めます。
4 番 農 業 委 員	<p>議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る2月22日、申請人のKSさんの代理人 KKさん立会いのもと、5番農業委員、15番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査をしましたので、4番が報告いたします。</p> <p>申請人 KSさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は70歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口里字小水流ノ下1029番1で、地目は田、地積は530㎡であります。</p> <p>農地区分は第1種農地で、転用目的は駐車場及び農業用資材置場であります。</p> <p>所在地は、タイヨー大口店から南へ約500mに位置しており、南側は田、東側は宅地と雑種地、北側は宅地と田、西側は宅地であり、周囲に与える影響はないと思われます。</p> <p>工事については、重機があり埋め立ての土地は無償で、独自で行うとのことでした。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、汚廃水処理確約書等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号2番は、処分決定いたしました。</p>
議 長	議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定につ

いて、申請件数2件について、2件が決定いたしました。

議案第5号

議長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る2月22日、申請人のTUさん立会いのもと、2番農業委員、20番推進委員、私10番農業委員の3名で共同調査をしましたので、10番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈川北2743番地に居住されているTUさんで、年齢は76歳で会社役員をされています。

譲渡人は、伊佐市菱刈荒田3473番地に居住されているHYさんで、年齢は68歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字郷原2873番1で、地目は田、地積は1,051㎡です。

本申請は所有権移転売買で、転用目的は駐車場及び通路であり、農地区分は第2種農地その他の農地です。

所在地は、湯之尾小学校から北西へ約1.2kmに位置しており、西側は有限会社菱刈ホンダ販売の店舗及び駐車場、北側は県道、東側は水路を挟み駐車場、南側は現在整備中の駐車場であり、周囲に与える影響はないと思われま。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、平面図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、汚廃水処理確約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求

		めます。
		(全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号1番は、処分決定いたしました。
議	長	整理番号2番ついて、4番農業委員の報告を求めます。
4 農 業 委 員	番	議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る2月22日、申請人の代理人 T 行政書立会いのもと、5番農業委員、15番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査をしましたので、4番が報告いたします。 譲受人は、伊佐市大口原田に居住されている NKさんで、年齢は30歳です。 譲渡人は、伊佐市大口篠原に居住されている NTさんで、年齢は62歳です。 本申請は、所有権移転贈与で、転用目的は一般住宅となっています。 申請地は、伊佐市大口篠原字諏訪2019番2で、地目は畑、地積は624㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。 所在地は、篠原自治会館から西へ約300mに位置しており、南側は山林、東側は山林、北側は宅地、西側は宅地と山林であり、周囲に与える影響はないと思われまます。 本県での一般基準は一般住宅概ね500㎡での運用となっておりますが、申請地は変形した農地で、一部8.5m×12.0mの北側は、隣接者の宅地に囲まれ利用できない土地で畑として残すことは、日照や風通しの問題が生じ利用できない。また、自家用車2台の転回地としても利用しようと考えています。土地の有効利用や土地の細分化を防ぐ意味においてもこの申請で許可くださいますようお願いいたします。と意見書が提出してあります。 添付書類として、全部事項証明書、地積図、平面図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書積書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はご

ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号2番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号3番について、3番農業委員の報告を求めます。

3番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番について、去る2月22日、申請人代理人 TSさん立会いのもと、12番推進委員、19番推進委員、私3番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、3番が報告いたします。

譲受人は、鹿児島市鷹師二丁目に所在する 株式会社Eで一般法人です。

譲渡人は、伊佐市菱刈前目に居住されている HHさんで、年齢は61歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字新川4011番23で、地目は畑、地積は762㎡で、農地区分は、第2種農地その他の農地であります。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設となっており、パネル設置枚数192枚、発電出力49.5kWを予定しています。

所在地は、新川の集落センターから南東へ約300mに位置しており、南側は畑、東側は田、北側は山林、西側も山林であり、周囲に与える影響はないと思われます。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、平面図、事業計画書、会社の定款、残高証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書積書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はご



ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号3番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号4番について、3番農業委員の報告を求めます。

3番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号4番について、去る2月22日、申請人代理人 TSさん立会いのもと、12番推進委員、19番推進委員、私3番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、3番が報告いたします。

譲受人は、南さつま市加世田村原2丁目に居住されている SNさんで市外住民です。

譲渡人は、伊佐市菱刈前目に居住されている HHさんで、年齢は61歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字弓掛3906番46で、地目は畑、地積は976㎡で、農地区分は、第2種農地その他の農地であります。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設となっており、パネル設置枚数340枚、発電出力49.5kWを予定しています。

所在地は、新川の集落センターから南東へ約300mに位置しており、南側は畑、東側は田、北側は山林、西側も山林であり、周囲に与える影響はないと思われま。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、平面図、事業計画書、会社の定款、残高証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書積書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はご

ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求め  
ます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号4番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号5番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定につ  
いてのうち、整理番号5番について、去る2月22日、申請人の代理人T  
行政書士立会いのもと、8番農業委員、13番農業委員、私9番農業委員  
の3名で共同調査をいたしましたので、9番が報告いたします。

譲受人は、大阪市中央区道修町一丁目に所在する 株式会社E 代表取  
締役 KKさんで一般法人です。

譲渡人は、鹿児島市吉野町に居住されている IMさんで、市外住民で  
す。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設となっており、  
パネル設置枚数232枚、発電出力69.6kWを予定しています。

申請地は、伊佐市大口堂崎字池ノ頭539番35で、地目は畑、地積は  
1,244㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

所在地は、北さつまJA羽月支所からの南東へ約300mに位置してお  
り、東側は宅地、西側は畑、南側は太陽光発電施設、北側は畑であり、周  
囲に与える影響はないと思われます。

添付書類として、全部事項証明書、会社の定款、位置図、配置図、資金  
証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書積  
書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であ  
ると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいた  
します。以上で報告を終わります。

議長 9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はご

ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号5番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号5番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号6番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号6番について、去る2月22日、申請人の代理人 T行政書士立会いのもと、9番農業委員、13番農業委員、私8番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、8番が報告いたします。

譲受人は、東京都目黒区祐天寺2丁目に居住されている STさんで市外住民です。

譲渡人は、伊佐市大口田代に居住されている TAさんで、年齢は77歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設となっております。

申請地は、伊佐市大口田代字北ノ原278番11で、地目は畑、地積は412㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

所在地は、羽月西小学校より西へ約100mに位置しており、南側は道路、東側も道路、北側は原野、西側は原野であり、周囲に与える影響はないと思われま。

太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数172枚、設置容量38.5kWを予定してあります。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、配置図、資金証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書積書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いたします。以上で報告を終わります。

議 長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号6番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号6番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号7番について、7番農業委員の報告を求めます。

7 番 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定につ  
農 業 委 員 いてのうち、整理番号7番について、去る2月22日、T行政書士の代理  
人M行政書士立会いのもと、9番推進委員、16番推進委員、私7番農業  
委員の3名で共同調査をしましたので、7番が報告いたします。

譲受人は、東京都港区港南五丁目に所在する 株式会社 NE 代表取締役 TSさんで一般法人です。

譲渡人は、鹿児島市伊敷台三丁目に居住されている IMさんで、市外住民です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設となっております。

申請地は、伊佐市大口小木原字松ノ元416番8で、地目は畑、地積は993㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

所在地は、春村自治会館から北へ約200mに位置しており、東側は太陽光発電施設、西側は道路、南側は宅地、北側は太陽光発電施設であり、周囲に与える影響はないと思われます。

太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数342枚、設置容量102.2kWを予定してあります。

添付書類として、全部事項証明書、会社の定款、位置図、配置図、資金証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書積書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であ

ると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。

議 長 7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号7番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議 長 (全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号7番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号8番、9番については譲受人が同一のため、一括で報告をお願いいたします。  
13番農業委員の報告を求めます。

13番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号8番、9番について、去る2月22日、申請人の代理人 T行政書士立会いのもと、8番農業委員、9番農業委員、私13番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、13番が報告いたします。

譲受人は、東京都千代田区神田多町二丁目に所在する 株式会社M 代表取締役 NMさんで一般法人です。

譲渡人は、伊佐市大口下殿に居住されている TMさんで、年齢は85歳です。

8番の申請地は、伊佐市大口下殿字湯ノ谷716番131で、地目は畑、地積は2,877㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

9番の申請地は、伊佐市大口下殿字湯ノ谷716番135外1筆で、地目は畑、地積は合計1,479㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

本申請は、2件とも所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設となっております。

所在地は2件とも、伊佐森林組合から南東へ約200mに位置しており、8番申請地の南側は山林、東側は宅地と畑、北側は道路を挟んでは畑、

西側は山林と畑です。9番申請地の南側は道路を挟んで宅地、東側は原野と山林、北側と西側は原野と畑です。2件の申請地とも周囲に与える影響はないと思われま

す。太陽光発電事業ですが、どちらもパネル設置枚数360枚、設置容量49.5kWを予定しています。

添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、位置図、配置図、残高証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書積書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました

議長 13番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号8番、9番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号8番、9番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号9番については、1月の総会で保留にした案件です。  
事務局の報告を求めます。

事務局 番号10番ですが、別紙資料をご覧ください。  
この案件は1月総会で保留になった議案になりますが、事務局の方で説明いたします。

先月の総会で雨水の処理について具体的な計画がなく、また、すぐ下の方が学校敷地でもあり、雨水流失の恐れがないのか等質問があり、前回保留になった議案です。

先月の総会終了後、農業委員の方々には現地に行ってもらい、受任者であるN行政書士立ち合いのもと現況等について確認していただきました。

その後、資料の2ページから9ページにありますように、N行政書士さ

んが教育委員会に雨水の排水対策について、文書で依頼をされ、最後のページになりますが教育委員会から、回答をいただいております。

具体的には資料1ページに雨水貯留浸透工設置の位置図がありますが、ここに一旦雨水をため、自然浸透されるというものになります。

また、N行政書士さんからの文書にもありますように、学校からはこれまで雨水が当申請地から流失してきたことがないとのことであり、万が一そのような事態が生じた場合は、早急に復旧するとともに、速やかに再発防止策を講ずるとあります。

以上のようなことから、事務局としましては前回の総会での質問等に対し、教育委員会からの書面による回答を得ています事をご報告いたします。委員皆様方のご審議方よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「はい」という声、多数あり。)

9番農業委員 この件については、市のガイドラインがあるかと思うんですが、まだ出来ていないということですので、市の方に要請して早めにガイドラインを作成してもらいたいと思います。以上です。

議長 事務局。

事務局 前回の総会の時も、ガイドラインについての話も出てきましたので、Kの方からも説明しましたが、農業委員会だけの問題ではないので、関係課も含め企画政策課が窓口になりますので、早急に会を開きガイドラインを作成するよう連絡したいと思います。

9番農業委員 できれば、新年度からでもガイドラインを作成し、農業委員に負担がかからないようにしてください。

議長 外にございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号10番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求

めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号10番は、処分決定いたしました。

議長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数10件について、処分決定10件が処分決定いたしました。

————— 議案第6号 —————

議長 議案第6号「非農地証明願」について提案いたします。  
整理番号1番、2番、3番については、関連がありますので一括で報告をお願いします。  
5番農業委員の報告を求めます。

5番農業委員 議案第6号「非農地証明願」についてのうち、整理番号1番、2番、3番については隣接地でありますので一括で報告いたします。

去る2月22日、申請人のMSさん、AMさん、KSさん、W行政書士立会いのもと、4番農業委員、15番推進委員、私5番農業委員の3名で共同調査をしましてので、5番が報告いたします。

番号1番の申請人 MSさんは、伊佐市大口目丸に居住されています。

番号2番の申請人 AMさんは、伊佐市大口目丸に居住されています。

番号3番の申請人 KSさんは、伊佐市大口里に居住されています。

申請地は、伊佐市大口目丸字山神田120番、目丸字山神田157番、目丸字山神田122番で、地目は田、地積はそれぞれ1,193㎡、1,218㎡、578㎡で、農地区分は農用地区域外農地です。

非農地となった時期及び理由としまして、昭和63年11月20日頃で、旧タカミの店舗と駐車場だったところになります。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、周囲も宅地であり農地性は喪失しており農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、位置図、字図等が提出されています。

委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたします。以上で私の報告を終わります。



議	長	<p>5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号1番、2番、3番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号1番、2番、3番は、非農地証明が決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号4番について、7番農業委員の報告を求めます。</p>
7番農業委員		<p>議案第6号「非農地証明願」についてのうち、整理番号に4番つきまして、去る2月22日、T行政書士立会いのもと、9番推進委員、16番推進委員、私7番農業委員の3名で共同調査をしましてので、7番が報告いたします。</p> <p>申請人 F Yさんは、奈良県生駒郡斑鳩町目安に居住されています。</p> <p>申請地は、伊佐市大口鳥巢字桶掛916番4で、地目は田、地積41㎡と、同じく字桶掛916番1で、地目は畑、地積96㎡の計137㎡で、伊佐市文化会館より北西へ約600mに位置しています。</p> <p>周囲の状況は、田の方が東側は宅地、西側が田、南側が田、北側が宅地、畑の方が東側は宅地、西側が田、南側が田、北側が道路となっています。</p> <p>非農地となった時期及び理由としまして、昭和56年で、合筆相違で農家住宅敷地として利用していたとのことです。</p> <p>当該農地の現況は宅地となっており、調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、農地性は喪失しており農地への復旧は困難であると判断しました。</p> <p>添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、位置図、字図等が提出されています。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしくお願いたします。以上で私の報告を終わります。</p>
議	長	<p>7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p>

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号4番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の  
挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号4番は、非農地証明が決定いたしました。

議長 整理番号5番について、3番農業委員の報告を求めます。

3番農業委員 議案第6号「非農地証明願」についてのうち、整理番号に5番つきまし  
て、去る2月22日、申請人のYKさん立会いのもと、12番推進委員、  
19番推進委員、私3番農業委員の3名で共同調査をしまして、3番  
が報告いたします。

申請人 YKさんは、始良市池島町に居住されています。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字曾源寺原3185番4外2筆で、地目は畑、  
地積は合計47.06㎡です。

周囲の状況は、全て宅地となっています。

非農地となった時期及び理由としまして、昭和26年頃、住宅建築と同  
時に通路として利用していたとのことで、北側は道路、東側は畑、西側は  
道路、南側は宅地であります。

周囲が宅地となっており、調査の結果、この申請については3名の調査  
員の意見において、農地性は喪失しており農地への復旧は困難であると判  
断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、位置図、字図等が提  
出されています。

委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたします。以上で私の報告を  
終わります。

議長 3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はご  
ざいませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号5番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の  
挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号5番は、非農地証明が決定いたしました。

議 長 議案第6号「非農地証明願」について5件申請のうち、5件の許可が決  
定いたしました。

————— 議案第7号 —————

議 長 案第7号「農地付空き家・空き店舗バンクによる農地法第3条第2項第  
5号の下限面積（地番解除）」について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第7号「農地付空き家・空き店舗バンクによる農地法第3条第2項  
第5号の下限面積（地番解除）」についてご説明いたします。

先月総会において、特例農地として地番指定された当該申請地につい  
て、本日の議案第2号農地法第3条の許可申請3番において、所有権移転  
が許可されました。よって同地番の指定解除を行いたいと思います。  
委員皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 只今事務局の説明が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はござ  
いませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
農地付空き家・空き店舗バンクによる農地法第3条第2項第5号の下限  
面積（地番解除）」について決定することに賛成の農業委員の挙手を求め  
ます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって議案第7号「農地付空き家・空き店舗バンクによる農地法第3条

第2項第5号の下限面積（地番解除）」決定いたしました。

議長 その他。事務局お願いします。

事務局 総会資料の最終ページをお開きください。2月の月例報告をします。  
去る5日、2月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありまして、事務局職員が出席しております。

22日、現地調査を一斉にしております。26日、本日ですが第11回農業委員会の総会です。

3月の行事予定ですが、5日に3月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。22日が現地調査です。28日が第12回の農業委員会の総会です。

月例報告は以上です。

議長 他にないでしょうか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

事務局 これで、平成30年度 第11回農業委員会総会を終わります。

姿勢を正してください。

一同礼。

おつかれ様でした。

【終了時間 午前10時25分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 ..... 会 長 .....

伊佐市農業委員 ..... 1 1 番 .....

伊佐市農業委員 ..... 1 3 番 .....